

徳島県個人情報保護審査会答申第48号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成28年10月7日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「平成〇年〇月〇日の〇〇〇時〇分前後に〇〇〇部（〇〇〇）で〇〇〇の〇〇〇が私に声大きいと言った理由がわかる文書」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成28年10月21日、実施機関は、開示請求に係る個人情報を保有していないため、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成28年11月1日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成29年2月27日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

〇〇〇の〇〇〇が私に声大きいと言った理由のちゅうした書類があるはずである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

実施機関は、対象公文書を「平成〇年〇月〇日に徳島県〇〇〇総合県民局〇〇〇部<〇〇〇>〇〇〇担当（以下「〇〇〇庁舎」という。）の窓口において、〇〇〇が審査請求人の公文書公開請求時に応じた際のやりとりを記載した書類」と特定した上で、審査請求人が請求する個人情報を保有していないため、本件処分を行ったものである。

〇〇〇庁舎によれば、〇〇〇が前記同日、審査請求人に応じたのは、他の来庁者や職員への配慮から声量を下げよう依頼するためであり、その内容も、〇〇〇庁舎における業務一般の円滑な遂行を期する観点から言ったものであり、記録を残す必要のあるものではなかったため、何ら記録はしていないとのことである。なお、審査請求人と〇〇〇とのやりとりは、〇〇〇の職務に直接関連するものではなく、特別の事態が発生したわけでもなかったため、やりとりの内容を記録に残すべき職務上の義務は生じていない。

また、〇〇〇庁舎において、通常、公開請求の受付時における対応記録は作成していないことから、審査請求人と〇〇〇の間で交わされた会話に関する記録は存在しない。

したがって、そもそも、本件請求に係る保有個人情報は存在しない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を不存在と主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、「平成〇年〇月〇日の〇〇〇時〇分前後に〇〇〇部（〇〇〇）で〇〇〇の〇〇〇が私に声大きいと言った理由がわかる文書」であり、〇〇〇庁舎の窓口において、〇〇〇が、公文書公開請求に訪れていた審査請求人に対し、声大きいと言った理由が記載された文書と解される。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の不存在の妥当性について

ア 実施機関の説明によると、〇〇〇庁舎における〇〇〇の審査請求人への発言は、他の来庁者や職員への配慮から声量を下げよう依頼するためであり、その内容も、〇〇〇庁舎における業務一般の円滑な遂行を期する観点から言ったものであり、記録を残す必要のあるものではなかったため、何ら記録はしていないとのことである。

イ 実施機関における公文書の作成について、徳島県公文書管理規則第5条は、「原則として、意思決定に当たっては文書を作成して行わなければならない。」と定めている。

いわゆる窓口における来庁者とのやりとり等に関する記録は、一般的には、「相談記録」や「対応記録」が考えられるが、当該文書は、相談内容や対応状況の報告等を行うために作成されるものであり、当該文書自体は、意思決定そのものではないと考えられることから、必ずしも文書を作成する義務はない。

ウ 本件の〇〇〇庁舎での〇〇〇の発言は、〇〇〇庁舎における業務一般の円滑な遂行を期する観点からのものであり、〇〇〇の職務に関連するものではないことから、記録すべき職務上の義務は生じていないと認められ、また、報告すべき特段の事情も認められない。通常、公開請求の受付時における対応記録についても作成していないとのことであり、何ら記録はしていないとの実施機関の説明に不合理な点はない。

エ 以上のことから、本件請求について保有していないことを理由として行った実施機関の決定は妥当である。

2 結論

当審査会は、本件請求に係る保有個人情報について本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年 2月27日	諮 問
3月21日	審 議 (第89回審査会)
5月24日	審 議 (第90回審査会)

徳島県個人情報保護審査会委員名簿 (五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
大 道 晋	弁護士	会 長
坂 田 美 佐	税理士	
末 吉 江 衣	弁護士	
南 波 浩 史	徳島文理大学総合政策学部教授	
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会長職務代理者

